

「自由な働き方」の落とし穴 雇用によらない働き方の現状と課題

2018年11月10日
第82回社会運動ユニオニズム研究会

高須 裕彦
法政大学大学院フェアレイバー研究所

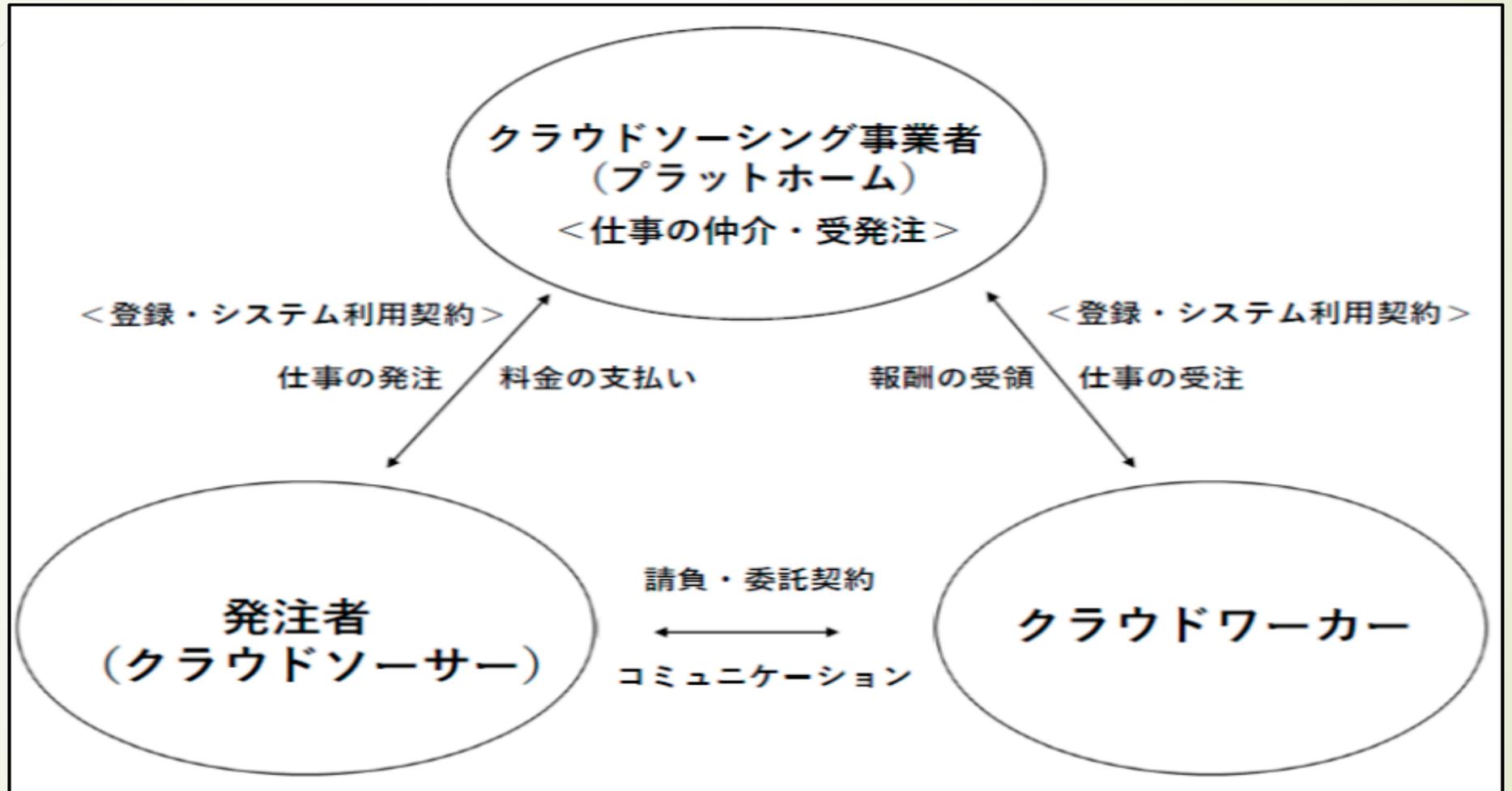
1. 安倍政権が旗振る「柔軟で多様なワークスタイル」

- ▶ 「女性、高齢者、障害者、外国人材等が活躍できる場を飛躍的に広げ、個々の人材がライフスタイルやライフステージに応じて最も生産性を発揮できる働き方を選択できるようにするとともに、ICTの普及・進化により、テレワーク、クラウドソーシング、副業・兼業など、従来の『正社員』とは異なる柔軟で多様なワークスタイルを拡大させる。」（2018年6月15日閣議決定、「未来投資戦略2018」7ページ）

2. 情報通信技術（ICT）を活用した新しい働き方は広がっているのか？（1）

- ▶ 「シェアリング・エコノミー」「ギグ・エコノミー」
「オンデマンド・エコノミー」「ウーバーニゼーション」
- ▶ 「クラウドソーシング」「クラウドワーカー」「プラットフォーム」
- ▶ 「テレワーク」
- ▶ 「ウーバー」
- ▶ この間、政府や労使団体で議論が進んでいる（森崎報告）
- ▶ JILPT「独立自営業者の就業実態と意識に関する調査」や連合総研調査による実態把握の試み
- ▶ 正確な数量把握、全体の実態把握はなされていない
- ▶ 未だ目に見える形で増加していると実証されていない（副業として広がっている？）が、政策誘導を受けながら、こういった働き方が広がっていく可能性がある。特に、女性や高齢者がターゲットになるのではないか？

2. 情報通信技術（ICT）を活用した新しい働き方は広がっているのか？（2）



出所「『曖昧な雇用関係』の実態と課題に関する調査研究報告書」 連合総研 (連合・連合総研共同調査研究)、2017年12月、4ページ。

3. 多様な働き方・働き方の拡大（1）

5

- ▶ 1995年の日経連の『新時代の「日本的経営」』から23年、働き方は多様化した。契約・パート・派遣などの非正規労働者は90年代後半から2000年代に急増し、雇用労働者の4割を占めるに至った。

※正規労働者3423万人・62.7%、非正規労働者2036万人・37.3%

（2017年平均・労働力調査詳細集計）

- ▶ 他方、雇用によらない働き方であるとして扱われてきた個人事業主・自営業主・独立契約者(Self-employed worker, Independent contractor)は、60年代以降減少を続けてきた。その主たる原因は農家や個人商店などの大幅な減少である。

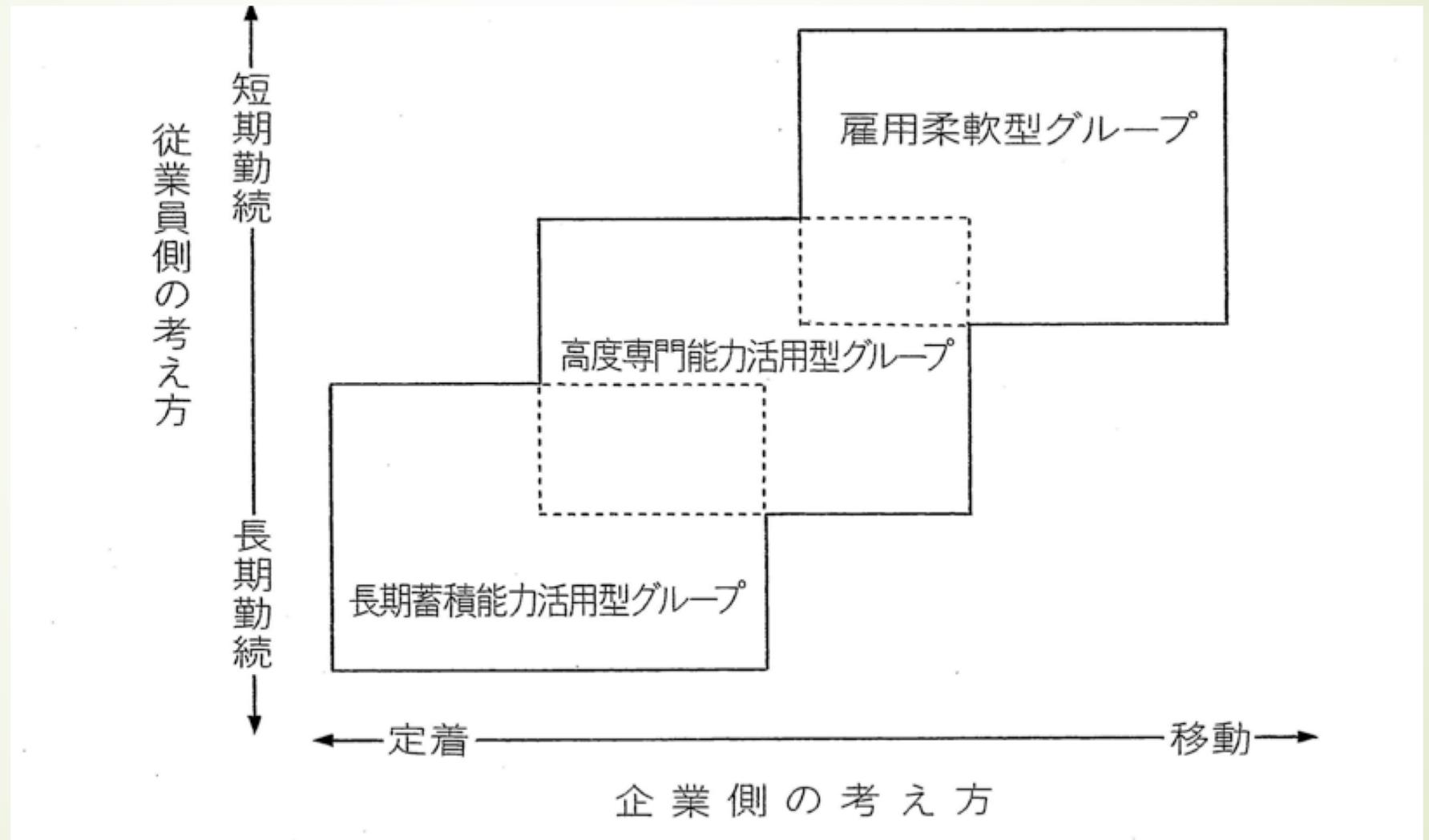
※自営業主1960年1006万>2017年528万

雇用者1960年2370万>2017年5819万（労働力調査）

- ▶ しかし、ずっと以前から、建設業の一人親方や出版社常駐フリー、検針員、専属的なメンテナンスなどの個人事業主（自営業主・個人請負）として来てきた労働者たちが一定数存在している。
- ▶ クラウドワークの顕在化とともに、そして、その推進政策とともに、改めて新しい多様な働き方・働き方が注目され、議論されている。推進されようとしている新しい働き方・働き方は雇用（関係）によらない（雇用類似の、曖昧な雇用による）働き方・働き方である。

日本経営者団体連盟（日経連）

『新時代の「日本的経営」』（1995年）



2018年1～3月

正規労働者

3423万人(61.8%)

非正規労働者

2117万人(38.2%)

パート 1030万

アルバイト 449万

派遣 139万

契約・嘱託 420万

その他 78万

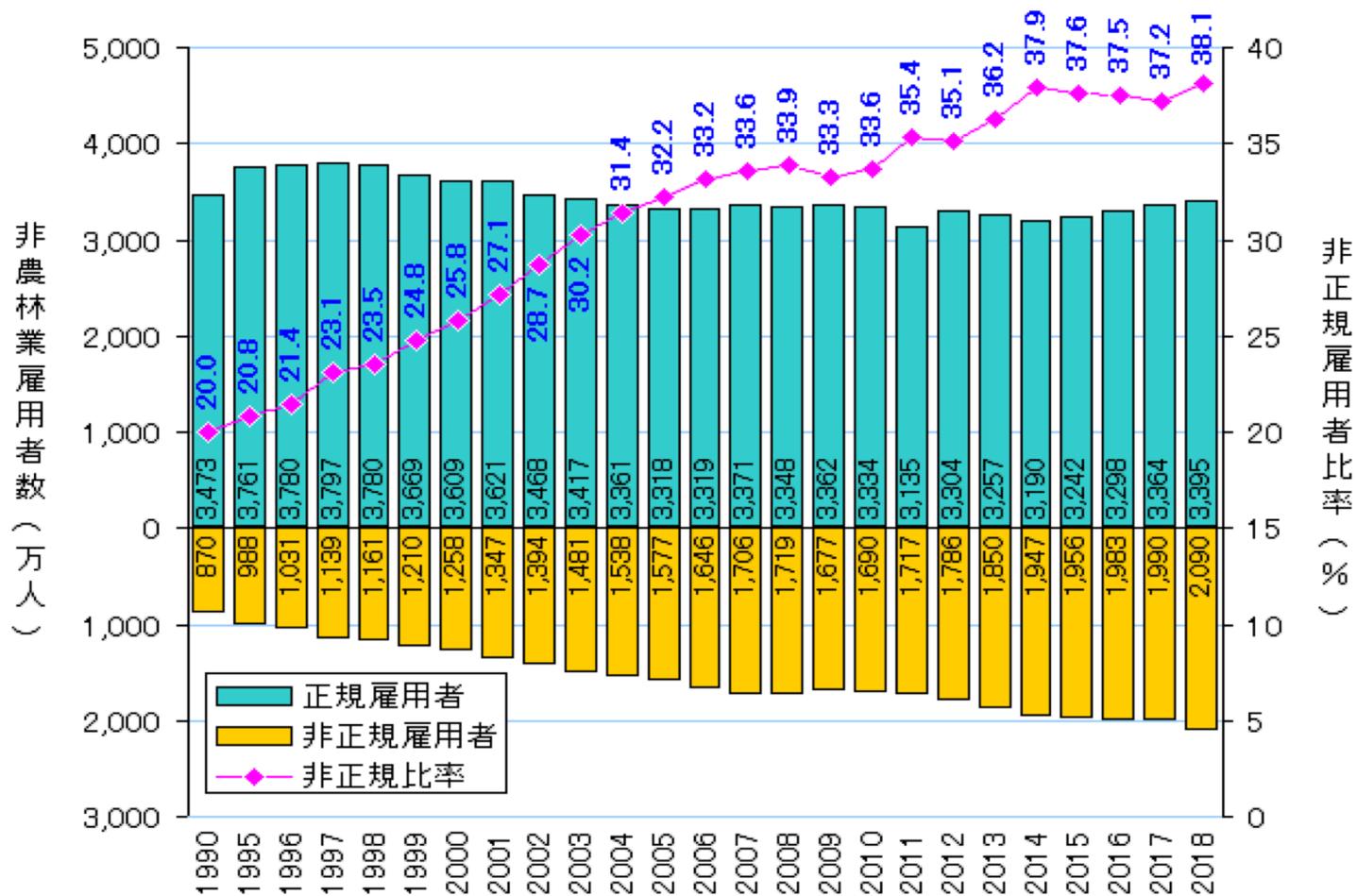
■ 正規労働者数のピークは
1997年の3812万人
↓ (389万人減)
2018年1～3月は3423万人

■ 非正規労働者数は
1984年604万人
(15.3%)
1997年1152万人
(23.2%)
↓ (965万人増)
2018年1～3月は2117万人
(38.2%)

正規労働者と非正規労働者

正規雇用者と非正規雇用者の推移

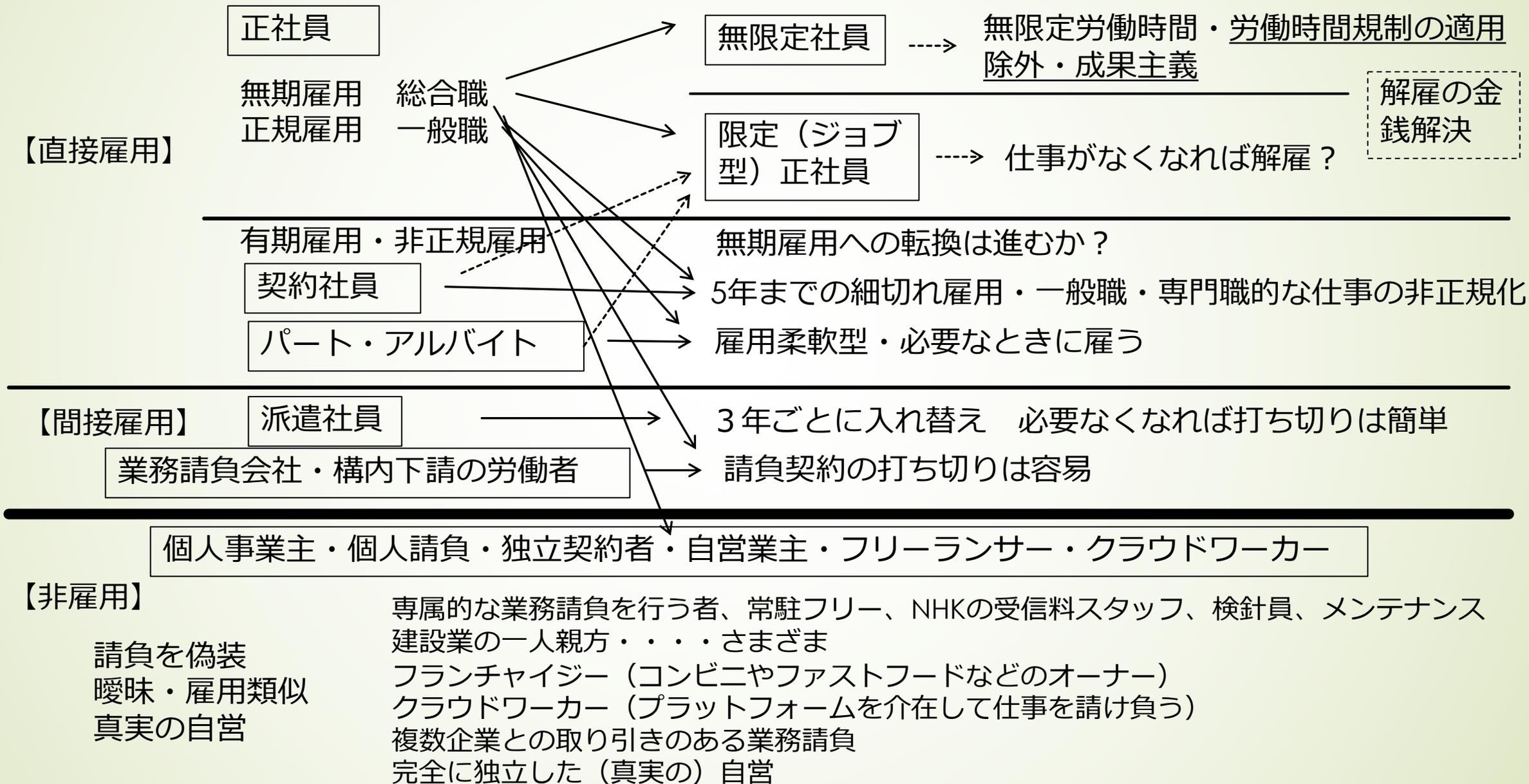
図出所「社会実情データ一図録」による



(注) 非農林業雇用者(役員を除く)が対象。1～3月平均(2001年以前は2月)。男計と女計を合計した結果。非正規雇用者にはパート・アルバイトの他、派遣社員、契約社員、嘱託などが含まれる。2011年は岩手・宮城・福島を除く。

(資料) 労働力調査

3. 多様な働き方・働き方の拡大（2）



4. 問題の所在は？（1）

- 企業にとっては、雇用関係にある労働者ではなく、雇用によらない個人事業主を使用すれば、労働法上の保護を与える必要がないし、労働保険・社会保険料の負担を負わないで済む
 - ＞企業に雇用によらない働き方を拡大する強いインセンティブが働いている
- 本来、労働者として扱われるべき人が請負を偽装され、個人事業主として扱われているのではないか？
- 企業と取り引きする個人とは、著しい経済的な格差、経済的従属、情報の質と量の差、交渉力の格差が存在している
- 労働（者保護）法、労働・社会保険の適用を受けない働き方
 - ＞リスク（失業・事故・病気・老後）は自分持ち

4. 問題の所在は？（2）

- どういう働き方をしている人々を保護すべきか
＞ 経済的従属下にある働き手に対して何らかの保護をすべき
- 現在は二分法で労働法の適用関係が判断されている
労働者である＞労働法の適用、労働保険・社会保険の適用
労働者でない＞原則として労働法の適用外＞民法、独禁法、下請法の適用
- 労働者の範囲を拡大する　せめて、労働組合法上の労働者に
「職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者」
- 労働者と真実の自営の間に第三カテゴリーをつくるべきか

5. 本日の議論の対象

- 本日の議論の対象は新・旧両方の「雇用によらない」働き方に焦点をあてる
- 当事者の話を聞き、問題点について共有する。
- 欧米の動向と取り組みについて共有する。
- 日本における今後の取り組みの方向性について考える。